

## 特新富町公衆無線 LAN 整備 (Miyazaki Free Wi-Fi) について

新富町では、平成 29 年度再編関連訓練移転等交付金 (情報通信の高度化に関する事業: 公衆無線 LAN 整備) を活用して、「Miyazaki\_Free\_Wi-Fi」を町内 10 施設に設置しましたのでご利用ください。

### 【概要】

観光客の皆様からニーズの高い無料 Wi-Fi を利用できるエリアを拡大するため、認証方法を統一した「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」の提供がはじまりました。

### 【利用方法】

1. スマートフォン等の情報端末の Wi-Fi を ON にする。
2. SSID 「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を選択する。
3. ブラウザを起動する。
4. 画面に従い、メールアドレスの登録をする。
5. セキュリティ警告に同意
6. 同意後、無料でインターネットに接続されます。(1 度認証すると、2 回目以降は認証不要で利用できます。)



このマークが目印です。

### 【利用できる場所】

新富町総合交流センター「きらり」、新富町役場、町体育館、西体育館、勤労者体育センター、新富町文化会館、新田公民館、上新田学習館、日向新富駅、富田浜交流センター

問合せ: 基地対策課(担当) <sup>ごとうともみ</sup> 後藤朋巳 ☎33-6027

## 平成 30 年度 9 月補正予算の主な事業

「子や孫たちが必ず帰ってきたくなる町を目指して」

(単位: 千円)

事業名	予算額	内容
新富町 ICT 利活用における街づくり支援事業	2,268	町内光ファイバー網を活用した ICT 事業に係る手法の検討及び技術検証
地域密着型サービス等整備助成事業補助金	32,000	小規模多機能型居宅介護施設の建設に係る助成
排水路土砂撤去	2,297	大和排水路の土砂撤去
バス停留所屋根設置事業	3,000	バス停留所への屋根設置工事
道路改良事業	20,817	八幡～軍瀬線道路改良事業 六反田～浜線排水路整備事業 駅前周辺整備道路改良事業
学校給食配送車・配送備品整備事業	13,083	富田給食共同調理場で使用する給食配送車及び配送備品の整備
サッカースタジアム等用地取得事業	527,098	サッカースタジアム誘致やフットボールセンター整備等に必要な用地の取得及び造成工事

問合せ: 財政課(担当) <sup>なかはら くるぎ</sup> 中原・黒木 ☎33-6011

## 「環境衛生週間」及び「単独処理浄化槽撤去費補助金」の交付制度について

### 1 【9月24日から10月1日まで「環境衛生週間」となっています】

9月24日の「清掃の日」から10月1日の「浄化槽の日」までを「環境衛生週間」とし、「もったいない」の精神のもと、リサイクル運動やマイバック運動など地球の環境保全に対する活動が全国一斉に実施されます。この機会に、身近なごみの排出抑制やリサイクルの推進、家庭での清掃の徹底、浄化槽の適正な管理と維持など、自分たちで出来ることについてもう一度考えて、取り組んでいきましょう。

### 2 【単独処理浄化槽 撤去費 補助金の交付制度について】

新富町では、生活雑排水・し尿の適正な処理を行うことにより水環境の保全を図るため、「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」への転換工事を実施される方に対し、合併処理浄化槽設置工事費の補助とは別に予算の範囲内で「単独浄化槽撤去費用」の一部助成を行っています。

「単独処理浄化槽」はトイレから排出されるし尿のみを処理する設備となっていますが、「合併処理浄化槽」はトイレからのし尿と生活雑排水両方の浄化処理を行う自然環境にやさしく、優れた機能を持っている設備です。

現在、ご自宅に単独処理浄化槽を設置されている方は、ぜひ「合併処理浄化槽」への転換工事をご検討下さい。

#### 【単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事に対する補助の条件】

(1) 町内の専用住宅（人の居住に供する部分が2分の1以上を有する家屋）に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方

(2) 補助の金額 【設置補助金】〈工事費〉

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

【撤去補助金】〈撤去等に要する費用の相当額〉 90,000円（限度額）

※転換とは、「単独処理浄化槽」や「汲み取り」から「合併処理浄化槽」に変更することをいいます。

※「汲み取り」からの転換については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

※詳細につきましては、都市建設課 環境・空き家対策グループまでお問い合わせください。

問合せ：都市建設課(担当) ぬまぐちあきひと 沼口昭仁 ☎33-6072

## 宮崎県最低賃金が時間額 762 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年10月5日（金）から「時間額762円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※最低賃金の算定に当たって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- ④精皆勤手当
- ⑤通勤手当
- ⑥家族手当

【問い合わせ先】宮崎労働局労働基準部 賃金室 ☎0985-38-8836



— 平成30年度—

# 行政相談週間



総務省では、行政相談制度を広く国民に周知し、利用していただくために、10月15日（月）から21日（日）までの一週間を「行政相談週間」として、広報活動や相談所の開設を、全国各地で行っています。

毎日の暮らしの中で、国、県、町などの仕事について苦情やお困りのことがありましたら、行政相談委員にご相談ください。

新富町では次の日程で相談所が開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

## ◇定例行政相談

- とき 10月26日（金） 午前9時30分～正午
- ところ 福祉学習等供用施設（旧中央公民館）
- 行政相談委員 高木 正敏



《行政相談シンボルマーク》

## ◇巡回行政相談

- 日程 10月14日（日）
- とき・ところ 午前9時30分～午前11時30分 新田公民館（電話 33-1018）  
午後1時30分～午後3時30分 上新田公民館（電話 35-1023）
- 行政相談委員 高木 正敏

## ◇行政（国・県・町等）に関することについて

※（例）道路・河川・雇用・年金・郵便・登記・福祉などの手続き・サービスなどについて

- 苦情や困っていることがある
- 制度や仕組みが分からない
- 相談してみたが説明に納得がいかない
- どこに相談してよいか分からない



などのお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

全国どこからでも同じ電話番号でかけられる行政苦情110番：0570-090110（お困りならマルマル苦情110番）をご利用ください。

問い合わせ先：総務省宮崎行政監視行政相談センター（0985-24-3370）  
新富町役場 総務課（0983-33-6002）